

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年3月号 vol.17



確定申告真っ最中！！

開業1年目の昨年は、この時期まったく走らず、自分の体とは思えない程の走れない肉体と化してしまい、その反省から今年はどんなに遅くなくても夜な夜な大濠公園に出没しております(笑)。忙しい中でも走っている仲間はあるもので、深夜0時過ぎに公園に行ったにもかかわらず、仲間と遭遇するなんてこともあり、ちょっと嬉しくなっています。

春からはスタッフも加わり、我が事務所も新体制となる予定です。さらに充実したサービス提供をできる事務所を目指していきたいと思っております。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

相続税の税務調査でしばしば問題になるものに”家族名義預金”があります。例えば、旦那さまがなくなり、専業主婦であった奥さま名義で多額の預金があるケース。税務調査の場では、調査官はこういった預金は、亡くなった旦那さまのものであるとし、相続税の追徴課税を求めてくる場合があります。生前の慎重な対策が必要になります。

”生前に贈与の事実があったことを説明できるようにしておくことがポイントです”

生前に旦那さまから奥さまへの贈与の事実があれば、贈与された預金はあくまでも奥さまのものになります。(ただし、相続開始から3年以内の贈与分は相続財産に加える必要があります)

名義預金とされないための注意点としては以下のようなことが考えられます。

- ・預金口座開設届出書の筆跡が被相続人で、印鑑も被相続人が管理していると名義預金と疑われます。
- ・預金口座の入出金の依頼伝票の筆跡が被相続人だと名義預金と疑われます。調査官は、調査段階で銀行に出向き入出金の伝票の筆跡などを調べてきます。
- ・年間110万円以内の贈与であれば贈与税がかかりませんが、あえて110万円を超える贈与をし贈与税の申告をしておくか、110万円以内であれば贈与契約書を作成しておく。

「今月の本の紹介」

「5%の人 時代を変えていく、とっておきの人間力」
(清水 克衛 著・サンマーク出版)

5%の人、最初にこの本を手にしたときは、いわゆる成功者になるための本なのかと思いましたが、成功者ではなくて”成幸者”なのです。

大衆の意見に左右されず、自分のモノサシを持ち、人を喜ばすことが好きで、それを自分の喜びに変えられ、心の上をいく生き方。こんな生き方ができたら、きっと幸せだろうな、コツコツと目指していきたい境地だなと感じました。

本書で紹介されている山田無紋大師の言葉「水のごとくに」を大変気に入って、日々読み返しています。

「旬のレシピ」

<シジミの紹興酒炒め>

- ・シジミ 300g →よく洗う
- ・紹興酒 50ml
- ・にんにく 一かけ →みじん切り
- ・しょうゆ 大2
- ・とうがらし 1本 →種をとる

①中華鍋に油を熱し、にんにく、とうがらしを入れ、香りを出す。

②①にシジミを入れ、半分くらい口が開いたら、紹興酒としょうゆを入れ、さっと煮詰める。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所